

「関西本線における関西方面からの誘客を通じた利用促進を図る観光列車の実証運行」に係る広報事業業務委託仕様書

1 業務の名称

「関西本線における関西方面からの誘客を通じた利用促進を図る観光列車の実証運行」に係る広報事業業務委託

2 目的

関西本線は学生や高齢者をはじめとする県民や観光客にとって重要な役割を果たしているが、人口減少の進展等による移動需要の縮小やライフスタイルの変化によって全国のローカル鉄道は厳しい状況にあり、関西本線の亀山-加茂間も、大量輸送という観点で鉄道の特性が十分に発揮できていない線区の1つとしてJR西日本が公表した。しかしながら、亀山市、伊賀市といった関西本線の当該線区の沿線地域には魅力的な観光資源があり、三重県が実施した潜在需要調査では、大都市と沿線地域を結ぶ関西本線の列車に対する潜在的な需要が存在することを確認した。

このことから、今年度三重県ではJR西日本や沿線地域等と連携しながら列車の実証運行の実施について準備を進めているところである。

本事業では県と関係者と調整しながら、本実証運行を活用して京阪神エリアに居住している観光旅行に意欲の高い層に対して沿線の魅力発信を行い、関西本線の観光利用の増加と沿線ブランディングの強化等を図り、沿線の活性化、利用促進につなげることとする。

3 委託業務期間

契約日から令和8年3月27日（金）

4 業務委託内容

県および関係者と連絡・調整しながら「関西本線における関西方面からの誘客を通じた利用促進を図る観光列車の実証運行」に係る広報等を行うため、次の業務を行うこと。

- (1) 令和7年秋の関西本線での観光列車の実証運行を契機として、関西本線（加茂―亀山間）の観光誘客を目的とした京阪神エリアでの情報発信
 - ・京阪神エリアのメディア等を活用した広報
 - ・メディアファムトリップの実施（観光列車利用者が旅行を楽しむ様子、駅での歓迎式典等を撮影し、メディアを通じた情報発信）

※令和7年秋に関西本線で実証運行する列車の詳細は企画提案コンペ参加資格確認申請書の提出があった事業者に対して、別途、伝えることとする。

(2) 調査・分析

本事業の効果分析、今後の取組みに向けた改善点等を事業実施後に三重県と打ち合わせし、報告書に取りまとめること。また、本事業や実証運行におけるパブリシティ効果についても測定を行うこと。

(3) 自由提案

上記以外で事業の目的の達成に効果的な取組を県に提案し、実施すること。

(4) その他

- ・ 事業を実施するうえで十分な運営体制を構築すること。
- ・ 事業を計画的かつ効率的に実施できる体制、スケジュールとすること。
- ・ 三重県等の関係機関との連絡、調整が迅速に行える体制とすること。
- ・ 協議の結果、上記以外で対応が必要となった業務については、委託者と協議のうえ、委託費の範囲内で調整して対応すること。

5 委託経費及び支払い条件等

(1) 委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。

(2) 受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくはすでに支払った委託費の額の一部又は全部を三重県に返還する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

6 委託業務の納品物件・報告期限

(1) 納品物件

事業終了後、期限までに三重県あて納品物件として以下の成果物等を提出すること。なお、制作物等の著作権及び肖像権は、納品をもって三重県に帰属するものとする。

※以下の電子データはCD-R・USBメモリ等に格納し提出すること。

① 実施報告書（A4サイズ2部）及び電子データ

- ・ 事業の実施結果を実施報告書としてまとめるとともに、事業効果を測るために必要なデータやアンケート等を収集し、分析結果としてまとめること。
- ・ SNS投稿等のリーチ数など実数値が取得できるものは実数値を報告することとし、実数値が取得できない場合は、推計値でも構わないが推計の根拠データもあわせて示すこと。

② 業務に関して作成した全ての成果物（電子データで提出）

作成した画像・映像データ等を提出すること。

③ 報道実績に係る報告書（電子データで提出）

掲載された記事（著作権・肖像権等に留意）、HP などの WEB 情報、SNS 等での配信動画について取りまとめた報告書、国内外のテレビ等で放送された動画データを提出すること。

（２）報告期限

令和 8 年 3 月 2 7 日（金）

7 業務実施上の条件等

（１）関係法令の順守

受託者は、関係法令を遵守すること。

（２）業務の一括再委託の禁止

受託者は、三重県の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を三重県に提出し、三重県の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

（３）個人情報の保護

受託者が本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

（４）守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

（５）成果物の所有権

本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第 2 1 条から第 2 8 条までに規定する権利で、第 2 7 条及び第 2 8 条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

（６）不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受託者は、業務の履行に当たって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をする。
- ウ 三重県に報告すること。
- エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、三重県と協議を行うこと。

(7) 契約不適合責任

- ア 三重県は、成果品に種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、受託者に対して、その契約不適合の修補、代替品の引渡し、不足品の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受託者は、三重県に不相当な負担を課するものでないときは、三重県が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- イ (7) アに規定する場合において、三重県は、同項に規定する履行の追完の請求「以下「追完請求」という。」に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- ウ (7) アに規定する場合において、三重県が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、三重県は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。この場合において、業務委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。
- エ 追完請求、前項に規定する業務委託料の減額の請求（以下「業務委託料減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が三重県の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じたものであるときは行うことができない。ただし、受託者が、その材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。
- オ 三重県が契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、三重県は、その不適合を理由として、追完請求、業務委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引き渡したときにその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

8 担当

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県地域連携・交通部 交通政策課 木村 禎志、福田 考宏

電話 059-224-2622